

1. 2 月の情報

1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

1-1-1. EPA が PFAS 行動計画を発表 - TSCA を新しい化合物の安全性を確保するための「ゲートキーパー」と名付けた

EPA は、長い間待ち望まれていた、ペルフルオロアルキル化学物質とポリフルオロアルキル化学物質 (PFASs) がもたらすリスクを管理するための連邦計画を発表した。全米で 10 個所の記者会見で同時に発表されたこの計画では、米国で商業的に使用されている 600 を超える PFAS に対処するための、さまざまな EPA プログラムにわたる短期および長期の行動の概要が示されている。長官代理の Andrew Wheeler は、これを「これまでに EPA によって企画された化学物質のための最も包括的な EPA 間の行動計画」と主張した。

EPA の優先事項の 1 つは、TSCA の新規化学物質プログラムを「ゲートキーパー」として使用して、商取引に参入する新規な PFAS が安全であることを確認することである。この計画は、法律の第 5 条を通じて、EPA は引き続き規制を課し、新しいフッ素化合物に関するデータの生成を要求していることに注意を喚起している。当局はまた、特定の長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸塩 (LCPFAC) に重要新規利用規則 (SNUR) を進めることを約束した。当初 2015 年に提案されたこの規則は、PFOA および特定の関連化合物の自主的な廃止を補完し、これらの物質の使用が再開される場合には、EPA に通知し、評価する機会を確実に与えるよう設定されている。「EPA は補足の提案された SNUR を発行するように働くので、2016 年に TSCA を更新した Lautenberg Act によって追加された新しい法定要件と同様に、受け取られたパブリックコメントを考慮している」と、計画にある。もう 1 つの優先課題は、いくつかの PFASs: PFBA、PFHxA、PFHxS、PFNA、および PFDA の毒性値の開発である。EPA は、今年の PFBS および GenX (PFOA の代替物質であるアンモニウム 2,3,3,3-テトラフルオロ-2-(ヘプタフルオロプロポキシ)プロパノエート) の毒性評価の最終決定に続き、2020 年にこれらに関するドラフトを公開することを目指している。

これらの物質を管理するための、その他の指定された行動は次のとおり

- ・飲料水中の PFOS および PFOA の最大汚染レベル (MCL) を設定するプロセスを継続する。
- ・PFASs のための全国的な飲料水モニタリングを提案する。
- ・検出、測定、処理および修復の改善を通して PFAS 研究を強化する。
- ・連邦政府のツールを介して PFAS 暴露に対する州レベルの執行を支援する。
- ・連邦、州、部族および地域のパートナーが一般の人々と使用するためのリスクコミュニケーションツールボックスを開発する。

EPA の PFAS 管理計画は、それらの物質の影響について国民の関心が高まっている中で、全国的に飲料水源で - 時には濃度に関して - 特定され続けている。EPA の前長官 Scott Pruitt は昨年 5 月、従来の化学物質である PFOA と PFOS による汚染に焦点を当てながら、PFASs の健康被害の可能性に対処することを約束した。この取り組みの一環として、同局は、全国のコミュニティ参加行事で聞かれたフィードバックを考慮に入れて、2018 年秋までに管理計画を発表すると述べた。しかしこれは、一部政府の閉鎖のために延期されていた。その一方で、下院の超党派グループは、問題を「ワシントン DC の前面と中心」にするために、PFAS 行動タスクフォースを立ち上げた。1980 年の包括的な環境対応、補償および賠償責任法 (Cercla) の下で、この種類の物質を危険物として指定するための法律 (HR 535) がすでに導入されている。一方、業界団体と環境保護団体は、(GenX のような) より新しい短鎖 PFAS が、PFOA や PFOS のような使用されなくなった長鎖化合物と同じくらい危険であるかどうかについて、依然として分かれている。しかし、ウィーラー氏は行動計画の発表において、もっと研究する必要性を認めた。「私たちの目標は、特に GenX のような他の新たなリスクに関連しているので、科学のギャップをできるだけ早く埋めることである」と彼は言った。

EPA の PFAS 行動計画; <https://www.epa.gov/pfas/epas-pfas-action-plan>

1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向 特に無し

1-3. EUにおける内分泌かく乱物質の規制動向

1-3-1. デンマーク、食品接触材料の全有機フッ素化合物の禁止を目標に一焦点に厚紙と紙の材料—
デンマークの獣医および食品管理局は、紙および厚紙の食品包装への全ての有機フッ素化合物の使用に対する国内禁止の「可能性を調べ」ようとしている。環境食糧省の発表によると、これらの化合物は非常に持続性が高く、いくらかは動物や人間に蓄積する可能性がある。さらに、内分泌かく乱化学物質(EDC)や発がん性物質の疑いがあり、免疫システムに有害であると述べている。この計画は、欧州食品安全委員会(Efsa)のペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)に関する最近のリスク評価に従っている。当局は12月に、この2つの化学物質には、人間は以前に考えられていたよりもはるかに少ない量にしか耐えることができないと結論した。

環境および食品大臣の Jakob Ellemann-Jensen はこの発表で、「有機フッ素化合物に対する私の懸念は Efsa の最新の評価の後でも低下していない」と述べた。「私達が今日考えるよりもっと有害な他のフッ素化合物もあるかもしれない。だからこそ私は禁止を望んでいる。」デンマークは、厚紙や紙の食品接触材料(FCMs)に含まれる有機フッ素化合物の全グループを禁止する「世界初の国になることができる」と、発表はいう。デンマークの獣医食品管理局は、食品接触材料(FCM)に有機フッ素化合物を使用することに対して「長い間助言」しており、小売の一部は自主的にその物質を廃止している、と付け加えた。昨年初め、この国の研究者たちは、既製品のケーキに使用される紙の包装材にフッ素化合物を見つけた。この発見は、FCMに意図的に追加されないようにするための3年前の全国的な勧告の後になされたものである。

FCMs中の物質のEU規制が発効するまで、国内禁止は適用される。基本的な規定が42年前に定められて以来、EUの法律は評価されたことがない。10月に、欧州委員会の健康と食品安全に関する総局(DG Sante)が正式に評価プロセスを開始した。プラスチックFCMには一定の規則があるが、他の材料には調和の取れた法律がない。加盟国は国家レベルで特定の規則を採用しているが、2016年の欧州委員会の共同研究センターによる研究では、それらは大きく異なる可能性があり、統一性と内容の両方の観点から異なる可能性がある。NGOはこの規則を「穴だらけ」と批判してきた。昨年5月に開催された北欧のワークショップでは、国際的な専門家が、紙および厚紙のFCMsにおけるPFASの禁止または制限を支持した。そして、食品と接触することを目的としたワニスやコーティングにビスフェノールAを使用することは、最近規制の精査に直面している。昨年9月以降、食品1kgあたり0.05mgのBPAの移行制限が適用されている。

デンマーク獣医および食品管理局のFCMsに関するHP;
<https://www.foedevarestyrelsen.dk/english/Food/Food%20Contact%20Materials/Pages/default.aspx>

デンマーク獣医および食品管理局のFCMsに関するHP;
<https://www.foedevarestyrelsen.dk/english/Food/Food%20Contact%20Materials/Pages/default.aspx>

EUのFCM規制;
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2004/1935/oj>

1-3-2. 欧州議会議員、EDCに関する実務的措置の欠如について欧州委員会を非難一年次フォーラムでは、より多くの遅延が発生する可能性がある—Envi会議から

欧州委員会は、内分泌かく乱物質(EDCs)の規制に対する措置を引き伸ばし続けていると、欧州議会議員(MEP)達からの非難攻撃的となっている。1月22日に欧州議会の環境委員会(Envi)で行われた会議で、DG Santeの食品および飼料の安全性と技術革新の責任者であるSabine Juelicherは、EU幹部によるEDCsの長期にわたって遅延していた戦略を発表した。11月に発表されたコミュニケーションに示されているその目的は、以下のとおりである。(詳細は、11月分1-3-1.参照)

- ・内分泌かく乱物質への全体的な暴露を最小限に抑える。

- ・既存の知識の上に立ち、ギャップが存在する分野に焦点を当てた、徹底した研究基盤の開発を加速する。
- ・年次フォーラムを通じて、すべての利害関係者との積極的な対話を促進する。

MEPでEnviの副議長を務めるPavel Pocは、それは「欧州議会が長年にわたって求めてきた戦略ではない。私は、「戦略」という用語の下では、より測定可能な結果と指標を明確にし、明確な資金を配分することを想像する」と述べた。一方、MEP Jytte Guteland氏は、欧州委員会が現在行っていることは、「十分ではない。十分に強力ではない。我々は、EDCsの影響に対して、もっと強力になるべきだ」と述べた。もう1人のMEP、Anja Hazekampは、EUの幹部がフォーラムとフィットネスチェックについて語っていると述べたが、「それは野心的な戦略になるとは思わない」。同氏は、「リスク管理者のためのガイダンスとトレーニングに焦点が当てられているようであり、その関心は「公衆衛生の分野よりも国内市場の世界」にあるように思われる」と述べた。MEP、Bas Eickhoutは、欧州委員会の管理に向けたステップは、「産業界の利益が優勢であることは明らか」なため、「非常に退屈なほど遅い」と述べ、同意した。

Juelicher女史は、「この研究の困難のいくつかは、科学的なフロントでの困難に関連していることが明らかになった。我々は単にすべてを理解しているわけではない」と答えた。そして彼女は、公衆衛生に関連するものについては、「私たちが公衆衛生の懸念よりも、多少なりとも産業界の懸念を高く評価していると解釈するのは非常に難しい」と付け加えた。

欧州議会の議員たちは、年次フォーラムの有用性について批判を集中した。Juelicher女史は2019年のある時点で開催されると述べた。Guteland女史は、フォーラムは単に「プロセスを引き延ばし、長引かせる。それは十分ではない。予防原則を適用し、具体的な法律を整備する必要がある」。彼女は、委員会がいつ予定表と措置を講じる行動計画を提出するのか質問した。そして、Poc氏は、フォーラムがどのような問題に対処するのか、誰が組織して参加するのか、そしてどのような成果が期待されるのかについて尋ねた。「私の恐れは、人々と専門家が話したり話したりするだけで、しかし実際的な対策はとられないディスカッションフォーラムになることである。」

これらの質問に答えて、Juelicher氏は、このモデルは「包括的なもので、お互いから学ぶことができる場所で、ベストプラクティスを共有することができる幅広い利害関係者に広く手を差し伸べるものだ」と述べた。欧州委員会は現在、戦略の下で計画されているように、EDCsに関するフィットネスチェックプロセスを実施する準備をしている。Juelicher氏によると、ロードマップは3か月の公開協議に向けて発表され、これは「数週間以内」または遅くとも「数か月以内」のターゲットを絞った利害関係者のコンサルテーションによってサポートされる予定である。

Envi会合(2019/01/21)の記録: <https://eow.alc.co.jp/search?q=in+place>

1-4. EUにおける内分泌かく乱物質の安全性動向

1-4-1. 欧州環境局は水域中の「カクテル効果」に追加の対策を提唱—新しい物質にはより良い報告とモニタリングが必要—

欧州の水域における「カクテル効果」化学物質の存在に取り組むためには追加の対策が必要である、と欧州環境局(European Environmental Agency; EEA)は結論付けている。EEAはその報告書の中で、ヨーロッパの水域における化学物質について、湖沼や河川における多くの優先物質に対する行動が「地表水への侵入を防ぐのに「効果的であるようだ」、しかし環境には「我々がほとんど知らない」多くの化学物質が存在している、と言った。これらの優先物質には、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン(EDC)、四塩化炭素冷媒、脱脂剤テトラクロロエチレンが含まれる。報告書によれば、水銀や臭素系の難燃剤や、EUの水域枠組み指令の下で監視の優先順位が定められていない多くの有害化学物質を効果的に処理することに課題が残っている。

それらが個々に「無害な濃度」で存在していても、水銀のような物質は「天然塩、有機化合物、下水やその他の廃水からの栄養素および大気排出から来る化学物質」と結合することができる。1つの重要な懸念は、単一の淡水域における低濃度の「数百の有機化学物質」の検出は「一般的」であるが、そのリス

クのレベルは「十分に理解されていない」ということである。EUの水枠組指令(WFD)は、「水生環境への、またはそれを介する重大な危険性」を呈する特定の単一汚染物質に対して濃度限界を設定している。しかし、EEAは、この単一物質の評価は水域の組成の多様性と「複雑さ」とは一致しないと述べた。この問題は、欧州連合理事会が2009年に組み合わせ効果に関する結論書で提起した。EUのほとんどの法律は化学物質ごとの評価アプローチに基づいており、化学物質の組み合わせ効果に対処するためのさらなる行動が必要であると強調した。昨年7月に発表されたEEAの水域の状態に関する報告書は、表層水域の46%が「良好な化学的状態」を達成できていなかったことを見出した。監視されている湖沼や河川の38%しか、優先物質過剰濃度を示していないのに対し、16%は未知の化学的状態である、と書いた。大量に存在すると懸念が生じるその他の物質には、ポリ臭化ジフェニルエーテル—1990年代から2000年代に難燃剤として広く使用されている—や有機物の燃焼によって生成される発がん物質の多環芳香族炭化水素(PAHs)、がある。

EEAによると、既存のEU規則は水管理のための柔軟なアプローチを提供しているが、「しかし、混合物の評価における最近の科学的発展を反映してはいない」としている。その報告書は、化学物質排出のデータに関するより確立した報告と、汚染の拡散源のモニタリング、モデル化、報告の改善を求めている。これは、対象が「正しく理解され、適切な対策が目標にされる」ことを確実にするためである。当局はまた、以下の点を要求している。

- ・水生環境中の混合物に代表されるリスクを「効果的に」評価する方法を実施することにより、優先物質を超えて動く。
- ・「一貫性のある比較可能なアプローチ」の下でそれらを収集し合理化することにより排出量データを改善する。
- ・有害化学物質に対するより安全な代替品を開発する。いくつかのEU諸国はすでにカクテル効果に取り組んでいる。たとえば、デンマーク国立食品研究所は、化学物質のカクテル効果の研究に関する化学ポータルに関するセクションを創設した。

EEAのプレスリリース; https://www.eea.europa.eu/highlights/more-action-needed-to-tackle?utm_source=EEASubscriptions&utm_medium=RSSFeeds&utm_campaign=Generic

EEAの報告書(ここからダウンロード); <https://www.eea.europa.eu/publications/chemicals-in-european-waters>

EU理事会の結論;

<https://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%2017820%202009%20INIT>

1-5. 国際機関における内分泌かく乱物質の規制動向

1-5-1. 国連プロジェクトが製品中の化学物質/塗料中の鉛に取り組む—70カ国以上でイニシアチブを設定する計画—

国連環境局は、製品中の化学物質管理を改善し、塗料中の鉛の世界的な段階的廃止を促進することを目的としたプロジェクトを開始した。「国際化学物質管理への戦略的アプローチ(Saicm)」の下で、新たな懸念される化学物質政策問題に関する世界的なベストプラクティス」と名付けられたこのプロジェクトは、国際的な資金調達プラットフォームである地球環境ファシリティによって820万ドルが与えられた。

NGOや国際機関を含む政府や他の組織から、さらに2130万ドルが提供される。このプロジェクトの目的は、関連する環境と人間の健康問題に対処する政府の方針とサプライチェーンの取り組みを確立することである。このSaicmのマルチステークホルダープログラムは、4年間で70カ国以上にこれらの対策とイニシアチブの実行を援助する。

製品中の化学物質(Chemicals in Products; CiP)のライフサイクルに対処するために、プロジェクトは、政府やサプライチェーンが、建築製品、電子機器、玩具の製造に使用される化学物質を追跡および

管理するための対策を確立するのを支援することに焦点を当てる。これらは、2015年に開始された国連の「製品中化学物質プログラム(Cheical in Products Programme ; CIP)」で取り上げられている4つの製品部門のうちの3つであり、4つ目は繊維製品である。プロジェクトは以下が欠けていることを認識している。

- ・サプライチェーンの透明性と、特に開発途上地域および新興地域における、有害な化学物質の存在を監視および報告するための、利用可能なツールの限定的な取り込み。
- ・生産者が自社の製品およびサプライチェーン内の有害化学物質を追跡および管理するための経済的および市場ベースのインセンティブ。
- ・透明性を高めるための規制上の推進力:「POPs や重金属などの数種の化学物質は別として、製品中の有害化学物質の開示または廃止を要求する規制は世界的に欠如している。
- ・有害化学物質と「残念な(有害性がある/有害性の疑いがある)代用」につながる、その代替物の、定量的な持続可能性評価。

これに対処するため、プロジェクトは以下を行う。

- ・公共調達と持続可能な財政措置を介して行動するようサプライチェーンにインセンティブを創出する。
- ・化学的代替案を比較し、残念な代用品を避けるための定量的ライフサイクル評価ツールを開発する。
- ・懸念化学物質に関する規制要件への向上心とその遵守を強化する。

国連環境局によると、開発途上国には塗料中の鉛を段階的に廃止するための規制を導入し、執行する能力が不足している。しかし、規制を受けている国々でも、小規模の塗料メーカーは、「無鉛塗料を調合するための技術的な能力やリソースが限られている」ため、順守に苦勞しているという証拠がある。これに取り組むために、プロジェクトは40カ国が塗料中の鉛を法的に規制し、その確立を援助することを目的としている。さらに、8カ国の50社以上の中小企業の塗料製造業者が製造プロセスからの鉛を段階的に廃止することを目指している。

プロジェクトの3番目の側面 - ナレッジマネジメントと呼ばれる - は、情報共有と利害関係者の関与について検討する。それは、「他の分野や議題からの利害関係者の関与につながり」、「共同のイニシアチブの開発を促進する」、「EPI (emerging policy issues ; 新たな政策課題)の専門家の効果的なグローバルネットワーク」を確立するであろう。また、地域、国、そして世界レベルでプロジェクトに関するデータと進捗状況を提供するためのプラットフォームも開発する。利害関係者が、プロジェクトのこの側面の目的に貢献するために招かれる。

プロジェクトは1月15、16日にジュネーブで開催されたワークショップで議論され、そこで詳細と計画が完成し合意された。国連環境局は、2020年に第5回国際化学物質管理会議(ICCM5)に最初のプロジェクト結果を発表する予定である。

製品中の化学物質と塗料中の鉛は、国連の世界的な自主化学物質プログラム、国際化学物質管理戦略的アプローチ(Saicm)によって特定された2つの「新たな政策課題」である。他のEPIはEDCs、ナノテクノロジー、非常に有害な農薬、有害な電子機器、医薬品汚染物質、過フッ素化化学物質である。このプロジェクトは、製品中の化学物質と塗料中の鉛に焦点を合わせている。なぜなら、それらは「特定の環境問題と健康問題を提示している」からである。プロジェクトの計画を概説する国連の文書は、製品中のほんのわずかの化学物質がストックホルム条約と水俣条約の下で規制または禁止されていると述べている。前者は残留性有機汚染物質(POPs)を規制するための条約であり、後者は水銀を扱っている。有害化学物質は、世界中の消費者製品に含まれており、製造中の労働者、使用中の消費者、規制されていないリサイクルおよび廃棄操作による女性および子供、ならびに廃水や下水汚泥を介した環境への暴露を引き起こしていると文書は言っている。さらに、「製品中の有毒な汚染物質も循環経済への移

行に対する障壁となる可能性がある」。

プロジェクトの CiP 部分は、国連の CIP の下で扱われる 4 つのセクターのうち 3 つへの取り組みを支援することに焦点を当てている。2013 年に GEF の資金を受けた、CIP の第 4 の製品部門である繊維製品に関する同様のプロジェクトから得られた教訓を生かすであろう。鉛暴露を排除するための努力が何十年も続けられている。この文書によると、鉛は「幼児や妊婦に特に有害な蓄積する有害元素」である。保険指標評価研究所 (IHME) は、2015 年に鉛暴露が健康への長期的影響による 494,550 人の死亡の原因であると推定した。鉛塗料は、例えば吸入または摂取される可能性がある家庭内の汚染された粉塵を介した、幼年期の鉛暴露の主な発生源である。「鉛への比較的低いレベルの暴露でさえ、重大で不可逆的な神経学的損傷を引き起こす可能性があり、鉛暴露の安全なレベルは知られていない」と付け加えている。

プロジェクト文書：<http://saicm.org/Portals/12/Documents/GEF-Project/Inception/Project%20Document.pdf>

ワークショップ：
<http://saicm.org/Implementation/GEFProject/Inceptionworkshop/tabid/7910/language/en-US/Default.aspx>

1-6. 頻出略語一覧

1-6-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会(前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

1-6-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt:	ドイツ連邦環境庁	政府機関

1-6-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関